

令和8年 第5回 高鍋町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和8年5月28日(木) 午後2時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 7名
農地利用最適化推進委員 6名

農業委員

1番	橋口 昌央	2番	幸妻 正浩	3番	上野 光正
5番	松井 正一郎	6番	永友 薫	7番	坂元 洋子
会長	坂本 弘志				

農地利用最適化推進委員

1番	宮越 美秋	2番	久保田 伸博	3番	山本 浩司
5番	小原 拓也	7番	坂本 幸	8番	加藤 重利

4. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第5 議案第20号 非農地証明交付申請の承認について
- 第6 議案第21号 農用地利用集積等促進計画の承認について
- 第7 議案第22号 令和7年度高鍋町農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について

5. 事務局職員 事務局長 杉 英樹 事務局長補佐 金城 朋子
係 長 吉田 竜人 主任主事 出口 友紀

(開会14時00分)

[事務局]

それでは、定刻になりました。

会議の進行を坂本会長、よろしくお願いいたします。

[議長]

ただいまから、令和８年第５回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日は、農業委員は７名が出席です。

農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、６名が出席です。

本日は、農業委員会等に関する法律第３１条第１項及び高鍋町農業委員会会議規則第１１条の規定に該当する案件がございます。

議案討論の際に申し上げますので、よろしくお願いいたします。

これより議事に入ります。

日程番号１、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第１２条第１項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、３番、上野光正委員、５番、松井正一郎委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の吉田竜人係長を指名いたします。

日程番号２、会期の決定につきましては、別期のとおり本日５月２８日、木曜日の１日間といたします。

日程番号３、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局でございます。

２ページを御覧ください。

５月の業務報告について、でございます。

１４日に「移動農業会議」が行われております。

同じ日に「西都児湯市町村農業委員会連絡協議会 総会」が川南町にて行われております。

１５日に「市町村農業委員会事務局長会議」が開催されております。

同じ１５日に「高鍋町環境保全型農業推進協議会 総会」が開催されております。

続きまして１８日、「農業委員・農地利用最適化推進委員の改選に伴う選定

委員会」が開催されております。

19日に「農業者年金担当者研修会」が行われ、「尾鈴地区農業水利総合開発事業促進協議会 総会」も行われております。

21日になります。「児湯農業改良普及事業推進協議会 幹事会」が行われております。

26日に「高鍋町みどりの少年団育成会 総会」が開催されました。

5月の総会関係になります。

21日が現地調査で、本日28日が総会となっております。

続きまして、6月の業務計画でございます。

2日から3日まで、「全国農業委員会 会長大会」が東京で開催されます。

4日から16日まで、「高鍋町議会 定例会」が開催されます。

この議会の中で、それぞれの農業委員さんの新しい候補者の、人事の承認の案件が出されます。

10日に「農業委員会サポートシステム操作研修会」が行われます。

12日に「情報提供事業（新聞・図書）担当者会議」が行われます。

26日が、「児湯管内総合農政推進協議会 総会」が開催されます。

6月の総会関係になりますが、22日が現地調査で、29日が総会になります。よろしくお願いいたします。以上です。

続いて、県進達経過報告です。

3ページを御覧ください。

令和8年4月28日、農業委員会総会承認分です。

農地法第5条申請、〇〇〇〇と、〇〇〇〇さんの農業用倉庫敷地の件は、令和8年5月18日付けで許可となっています。以上です。

4ページをお開きください。

「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 畑 327㎡

所有者 〇〇〇〇

届出人 〇〇〇〇

以上です。

続きまして、5 ページに移ります。

「農地法第18条の規定による合意解約の通知について」です。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番* 田 ほか2筆
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番* 田 ほか2筆
貸付人 〇〇〇〇
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番* 田 ほか1筆
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

4 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番* 田 ほか1筆
貸付人 〇〇〇〇
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

5 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番 田
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

6 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番 田
貸付人 〇〇〇〇
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

7 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番* 田 ほか1筆
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

8 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番* 田 ほか1筆
貸付人 〇〇〇〇
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社

- 9 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番 田
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇
- 10 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番 田
貸付人 〇〇〇〇
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
- 11 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番 田
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇
- 12 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番 田
貸付人 〇〇〇〇
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
- 13 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番 田
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇
- 14 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番 田
貸付人 〇〇〇〇
借受人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
- 15 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番 田
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇
- 16 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番 田
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

続きまして、13ページになります。

「農業経営基盤強化促進法による使用貸借契約の合意解約届出書について」
です。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 畑
貸付人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社
借受人 〇〇〇〇

以上です。

[議長]

ただいまの報告、2 ページから 13 ページについて、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

日程番号4、議案第19号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。14 ページをお開きください。

議案第19号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」です。

農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
登記地目 田 現況地目 田 314 m²

同じく、大字〇〇字〇〇****番
登記地目 宅地 現況地目 畑 360.94 m²

譲渡人 〇〇〇〇 ほか1名

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、事業用駐車場及び販売用農機具置場です。

担当の委員より御説明をお願いいたします。

[議長]

1 番。

[1 番]

はい。1 番、説明します。

譲渡人、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんから譲受人、〇〇〇〇との農地転用権利移転の5条申請です。

5月21日、農業委員会会長、農業委員立ち会いの下、事務局と現地視察して参りました。

資料16ページを御覧ください。

中央下部分から左上に延びる太い線が10号線になります。この先に〇〇が左側にあり、道反対側に地図上、黒く塗られた部分が〇〇であります。ちょうど10号線の〇〇が下の中央辺りにあるわけですが、その辺りから東に進入路があり、その奥、山際に3、4軒の民家が並びます。その最も奥の家の前、道挟んで西側が今回の申請地となります。

資料17ページを御覧ください。

申請地の詳細図です。

****番と書かれた場所に母屋が建っており、その道挟んで北側に***番*、地目、現況、共に田、314㎡、****番、登記地目、宅地、現況、畑、360.94㎡があります。

所有者、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さん姉妹が2分の1ずつ所有する土地を、譲受人、〇〇〇〇が、今後所有した後、同社の従業員駐車場並びに販売用農機具置き場として利用するとのこと。

土地造成は行われず、現状程度の高さで整地、転圧程度で新たな舗装工事や砂利敷きはいりません。

新たな生活排水、汚水等の発生はないとのこと。

資料20ページを御覧ください。

雨水は申請地北側、左側に既設の排水路へと自然流下により排出します。なお、申請地西側へ雨水流出防止のため、新たに土堰堤と素掘り排水路を設置して、既存排水路へと雨水が排水されるようにしますとのこと。

また、建物や耕作物の設置もないため、日照阻害や騒音等で周辺環境に悪影響を及ぼすことはないそうです。

なお、転用許可後も被害防止には十分対処しますが、被害防除に対策が必要とあれば随時対応し、万一被害が生じる場合に責任を持って対処いたしますとのこと。

以上をもって審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

[議長]

事務局から、補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。補足いたします。

申請地は第2種農地となります。

雨水、土砂、汚水への対応については、橋口委員の説明のとおりです。

埋蔵文化財の包蔵地でないことを確認済みです。

また、申請地北側水路への雨水の排水について、水路を管理する水利組合と協議の上、雨水料を支払い済みとのことでした。

今回の土地の整地、転圧の費用は、譲受人の自己資金で対応され、預貯金残高から資金に問題ないことを確認しております。

また、申請にあたり代替地の検討をされており、近隣の宅地や原野の利用を検討したが、山林の様相を呈していたり、空き家の解体を要するため費用面で折り合いがつかず、断念したとのことでした。報告を受けております。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号5、議案第20号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。21ページになります。

1番 農地の所在 大字○○字○○****番*

地目 登記簿 畑 現況 畑 面積 117㎡

所有者 ○○○○

非農地の事由

10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるためです。

すみません、資料で見にくいところがありましたので、ここで補足させていただきます。

23ページのゼンリンの地図なのですが、真ん中あたりに薄く申請地

大字〇〇字〇〇というふうに書いてあります。その下に〇〇という字が見えて、その下に斜め線で網掛けが入っている、上から下に細長いところが申請地になっております。見にくい資料ですみませんでした。

では、担当の委員より御説明をお願いします。

[議長]

3番。

[3番]

はい。3番、説明いたします。

場所は先ほど説明がありました、23ページを見ていただきますと〇〇がありますけど、〇〇の西側が〇〇という県道です。〇〇の下側に閉鎖しておりますが、〇〇がございます。その〇〇を経て反対側のところに〇〇と書いてありますが、そこが現地です。その上が〇〇になります。

申請人は、〇〇〇〇さんという方です。

申請地は大字〇〇字〇〇****番*、地目は畑、現況も畑、面積は117㎡となっております。

〇〇の〇〇のそばに、のりの様にしてあるのですが、南北に長い土地となっております。

所有者は町外在住で、長期間耕作放棄されている土地で、今後、農地として使用することが難しいということもありますので、非農地として承認していただくよう、申請をされたということになります。

25ページの写真を見てください。

赤で囲みがしてあるのですが、ひよろ長い土地なんですけども、ここは隣接地が農地ではないので進入路はないということです。

現地は雑草が生えており、長期間耕作放棄されていたようです。

面積も少ないため、将来的な農地としての再利用は難しいと判断をしているところでございます。

皆様の御審議をよろしく願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号6、議案第21号「農用地利用集積等促進計画の承認について」を議題とします。

貸借権設定です。

1番の案件につきましては、渡し人が上野光正委員、本人である案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、上野光正委員は、この案件に関する議事に参与することができません。

上野光正委員は、退室をお願いします。

【上野光正委員 退室】

それでは、1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。26ページになります。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇*****番*

田 ほか10筆 計7,661㎡

渡し人 上野 光正

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番、説明いたします。

上野光正さんから、公社を介して〇〇〇〇さんへの賃貸借契約です。

〇〇〇〇さんは、水稻、白菜などを生産される認定農業者です。

場所は、〇〇を〇〇方面へ50mほど進んで左折し、70mほど進んだ右側に〇〇の4筆が1枚になってありました。

そこから直進して十字路を右折し、左側2枚目の農地が〇〇の5筆の農地

で、こちらも1枚になっておりました。

そのまま直進して突き当たりを右折し、左側の1軒目の民家を過ぎて左折して、1つ目の十字路を直進した右側の1つ目の農地が****番*の農地になります。

最後が〇〇前の農道を東へ進んで1つ目の十字路を過ぎ、右側5枚目の農地が〇〇の****番*になります。

現地を確認したところ、いずれも水稻が作付けされておりました。

期間は5年で、10a当たり〇〇〇〇円とのことです。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

上野光正委員は、席へお戻りください。

【上野光正委員 入室】

それでは、次の2番から21番まで、20件の案件について、順次、説明を行った後に、一括して採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明を行った後に、一括して採決することといたします。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

畑 ほか9筆 計38,488㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ公社を介しての賃貸借契約です。

申請地は、〇〇の前の道を東方面へ行くと、1 つ目を左折して 1 2 0 m ぐらい行くと右手に〇〇****番*と*が 1 枚になっていました。

甘藷が作付けしてありました。

〇〇の****番*と****番*から*は、〇〇地区にある〇〇の道路を挟んだ前の農地になります。これも 1 枚になっておりました。

甘藷のマルチが張られていました。

そこから道なりに〇〇地区方面へ坂を下る途中に、左急カーブのところを右折して道なりに農道を行くと、〇〇の****番*と、〇〇の****番*が 1 枚になっており、その奥に****番*があります。

ここの農地は、プラウがかけてありました。

〇〇〇〇さんは、〇〇で甘藷を生産する認定農業者です。

期間は 1 0 年間で、賃借料は 1 0 a 当たり 〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

3 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 田 7 8 2 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇へ公社を介しての賃貸借契約です。

申請地は、〇〇地区にある〇〇から、道なりに南方面へ行くと十字路があり、そこを右折して2枚目の農地になります。

〇〇〇〇は、水稻、甘藷、きゅうりを生産する農業者です。

期間は5年間で、賃借料は10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

4番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 ほか1筆 計2, 112㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇へ公社を介しての賃貸借契約です。

申請地は、〇〇地区にある〇〇駐車場から西へ200mぐらい行くと十字路を左折して南へ500m行き、2つ目のところを左折して100mぐらい行った一番下の農地になります。2筆ありましたが1枚になっていました。

現地を確認したところ、水稻が作付けされていました。

期間は5年間で、賃借料は10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

5番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 田 2, 093㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ公社を介しての賃貸借契約です。

申請地は、先ほど説明した〇〇〇〇さんの隣の農地になります。

現地を確認したところ草が生えていましたが、〇〇〇〇さんに聞いたところ前耕作者がプラウをかけていたため、トラクターが何回も入ったけど、はまってしまい今年の作付けは断念したということです。農地を少し固めて来年から作付けする予定だそうです。

期間は5年間で、賃借料は10a 当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

6 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

6 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*

田 ほか4筆 計4,827㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇へ公社を介しての賃貸借契約です。

申請地は、〇〇地区にある〇〇から南へ道なりに行くと、十字路を左折して右側に****番*と*があります。1枚になっていました。

水稻が作付けされていました。

そこから更に進むと、十字路を右折して南へ250m行き、1つ目を左折して100mぐらい行った右手に****番*から*の農地が1枚になってありました。

ここも先ほど説明した通り、トラクターが何回もはまったらしく来年に作付けするそうです。

期間は5年間で、賃借料は10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

7番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

7番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 田 2, 108㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇へ公社を介しての賃貸借契約です。

申請地は、先ほど説明した〇〇〇〇さんの****番*、*、*の隣の農地です。

ここも一緒に、来年から作付けだそうです。

現地を確認したところ、少し草が生えていました。

期間は5年間で、賃借料は10a当たり〇〇〇〇円です。以上です。

[議長]

8番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

8 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 9 1 4 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇への農地中間による賃貸借契約で、場所は〇〇です。

〇〇線に〇〇があります。〇〇の方へ150mぐらい進みますと、〇〇の手前に右側に進む農道があります。一番奥の右側にございました。

早期水稻が植えられておりました。

〇〇〇〇は、水稻やキュウリを生産されております。

賃料は10a 当たり〇〇〇〇円で、期間は5年間ということです。以上です。

[議長]

9 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

9 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 5, 8 9 3 m²

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの農地中間による賃貸借契約で、場所は〇〇です。

未相続農地で、代表は〇〇〇〇さんです。

〇〇線に〇〇があります。左折して80mぐらい進むとT字路があり、そこを左折して100mぐらいのところの右側に早期水稻が植えられた田がありました。

〇〇〇〇さんは、〇〇、飼料作物を生産されている認定農業者です。

賃料は10a当たり〇〇〇〇円で、期間は5年間ということです。以上です。

[議長]

10番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

10番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 畑 332㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの農地中間による使用貸借契約で、場所は〇〇です。

〇〇線の〇〇から左折して進みますと、大きな排水路があります。50mぐらい進むと左側に1軒家があります。そこを左折して上がっていくと、左に入って上っていく農道があり、そこを上っていくと開けた畑があります。

****番ほか11筆の一部として耕運されておりました。

使用貸借で賃料は発生いたしません。期間は4年間ということです。

〇〇〇〇さんの詳細は省きます。以上です。

[議長]

1 1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

1 1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 畑 1 3 3 m²
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの農地中間による賃貸借契約です。

場所は〇〇です。

先ほど説明いたしました、〇〇〇〇さんの畑の近くにあり、マルチが張られておりました。そして何か巻かれているようでした。****番*ほか1 5 筆の一部として、畑になっておりました。

〇〇〇〇さんの詳細は省かせていただきます。

賃料は1 0 a 当たり〇〇〇〇円で、期間は5 年間ということです。以上です。

[議長]

1 2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

1 2 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
畑 ほか3 筆 計1, 1 0 9 m²
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの農地中間による使用貸借契約で、場所は〇〇です。

先ほど説明いたしました、〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの近くで****番は近接の畑と一体となっておりました。

****番と****番は、別の近接の畑と一体となっておりました。

****番は、少し離れた畑の一部としてありました。

全部、耕運されておりました。

〇〇〇〇さんの説明は省かせていただきます。

賃料は発生いたしません。期間は5年間ということです。以上です。

[議長]

1 3 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

1 3 番	農地の所在	大字〇〇字〇〇****番	田	1, 2 6 6 m ²
	渡し人	〇〇〇〇		
	受け人	〇〇〇〇		

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇への農地中間による貸貸借契約です。

場所は〇〇です。

1 0 号線に〇〇があります。そこを左折して〇〇の東側の裏側にありました。

早期水稻が植えられておりました。

〇〇〇〇さんのところで、〇〇〇〇の説明をいたしましたので、省かせていただきます。

賃料は10a 当たり〇〇〇〇円で、期間は5年間ということです。以上です。

[議長]

14番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

14番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番* 田 3,829㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの農地中間による物納による賃貸借契約です。

未相続農地です。

場所は〇〇です。

〇〇線に〇〇があります。左折して進みますと、右側に畜舎があります。そこを右折したところの、畜舎を過ぎた右側にございました。

飼料稲が植えてありました。

〇〇〇〇さんの説明は省かせていただきます。

賃料は10a 当たり粳〇〇kg で、期間は5年間ということです。以上です。

[議長]

15番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[議長]

15番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
田 ほか5筆 計3,633㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇への農地中間による賃貸借契約です。

場所は〇〇です。

〇〇地区にある〇〇から西へ100mぐらい進みますと、****番と**
番、**番が一体となっており、また****番*、****番*、
****番*が一体としてありました。2筆としてありました。

早期水稻が植えつけてありました。

〇〇〇〇の説明は省かせていただきます。

賃料は10aあたり〇〇〇〇円で、期間は5年間ということです。以上で
す。

[議長]

16番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

16番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番
田 1,388㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへの農地中間による賃貸借契約です。

場所は〇〇です。

〇〇の近くにある〇〇から、北へ400mぐらい進んだところを右折します。60mぐらい進んだ左側にございました。

早期水稻が植え付けてありました。

〇〇〇〇さんは、水稻を生産されております。

賃料は10a 当たり〇〇〇〇円で、期間は3年間ということです。以上です。

[議長]

17番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

17番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 田 988㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 2 番。

[推進委員 2 番]

はい。2 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇への農地中間による賃貸借契約です。

場所は〇〇です。

先ほど説明いたしました、〇〇から300mぐらい進みますと〇〇という景勝地がございます。その斜め後ろにございました。近くに一軒家のございました。

早期水稻が植え付けてございました。

〇〇〇〇の説明は省かせていただきます。

賃料は10a当たり〇〇〇〇円で、期間は5年間ということです。以上です。

[議長]

18番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

18番 農地の所在 大字〇〇字〇〇番＊ 畑 885㎡

渡し人 〇〇〇〇

受け人 〇〇〇〇

担当の委員より御説明お願いいたします。

[議長]

2番。

[2番]

はい。説明いたします。

〇〇〇〇さんから、〇〇〇〇さんへ公社を通しての賃貸借契約でございます。

この土地は未相続農地で、代表者は〇〇〇〇さんとなっております。

場所は、〇〇の〇〇から〇〇の方、北に行くのですが、500mぐらい行きますと交差点がありますが、そのすぐ横でございまして甘藷が既に作付けされておりました。

〇〇〇〇さんは、水稻、甘藷などを生産される認定農業者でございます。

期間は5年間で、10a当たり〇〇〇〇円ということでございます。以上です。

[議長]

19番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

19番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
畑 ほか1筆 計5, 173㎡
渡し人 〇〇〇〇 ほか1名
受け人 〇〇〇〇

担当の委員より御説明お願いいたします。

[議長]

2番。

[2番]

はい。説明いたします。

〇〇〇〇さん、ほか1名から、〇〇〇〇さんへの公社を通しての賃貸借契約でございます。

場所は、〇〇の〇〇のちょうど真ん前になるところでございます。

〇〇〇〇さんは、飼料作物等を生産され、酪農をされている農家でございます。

賃料は〇〇〇〇円で、期間が10年でございます。以上です。

[議長]

20番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

20番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番 畑 5, 565㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を介して〇〇〇〇さんへ終期に伴う賃貸借契約の継続です。

〇〇〇〇さんは、水稻、白菜、キャベツなどを生産されている認定農業者です。

場所は、〇〇横の坂を上り、左側の〇〇を過ぎて左折し、そのまま300m道なりに進み右側の農地になります。

現地を確認したところ、きれいに耕運されていました。

期間は10年で、10a当たり〇〇〇〇円とのことです。以上です。

[議長]

21番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

21番 農地の所在 大字〇〇字〇〇****番*
田 ほか1筆 計2,151㎡
渡し人 〇〇〇〇
受け人 〇〇〇〇

担当の推進委員より御説明お願いいたします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、公社を介して〇〇〇〇さんへの使用貸借契約です。

未相続農地で、相続人代表は〇〇〇〇さんです。

〇〇〇〇さんは、水稻、キュウリ、ピーマンなどを生産される認定農業者です。

場所は、〇〇の〇〇を西へ進み、左側の1つ目の農地と2つ目の農地を過ぎて左折し、左側の2つ目の農地になります。

現地を確認したところ、水稻が作付けされていました。

期間は10年です。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員等の説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

2番から21番まで20件の案件について、一括して採決することといたします。

2番から21番まで20件の案件について、原案のとおり承認することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、2番から21番まで20件の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程番号7、議案第22号「令和7年度高鍋町農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。36ページになります。

「令和7年度高鍋町農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表について」です。

本件は、農林水産省からの「農業委員会による最適化活動の推進等について」のガイドラインに基づき、令和7年度の最適化活動の成果目標、活動目標等を策定したもののについて、高鍋町農業委員会の最適化活動の点検評価を行うものでございます。

それでは、主なものについての説明をさせていただきます。

37ページにつきましては、令和7年4月1日現在の農業委員会の状況として、農業委員会の現在の体制と農家・農地等の概要を記載しております。計画時の数値となります。

次のページになります38ページです。

最適化活動の成果目標について、3つの項目があります。

まずは太文字で表記されております、(1)農地の集積について、でございます。

②目標の箇所を御覧ください。

農地面積1,440haに対して集積率80%を目指し、今年度の集積面積を1,152haを目標としておりました。

③実績の欄を御覧ください。

今年度末の集積面積は885haで、集積率は61.5%となり、目標に対する達成状況は76.8%となっております。

農業委員会の点検結果といたしましては、記載のとおり、経営規模拡大に向けて認定農業者等への農地の集積を進めていたが、農地等の条件があわなかったため集積には至らなかった。集積の向上には更なる努力が必要となっております。

次に、太文字表記の（2）遊休農地の発生防止・解消です。

②目標の箇所を御覧ください。

緑区分の遊休農地の解消目標面積2haを目標としておりました。

次のページ、③実績の欄を御覧ください。

今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積は2.5haとなり、目標に対する達成状況は125%となっております。

農業委員会の点検結果といたしましては、耕作条件の良い農地については解消につながっているが、狭地等の生産性が低い農地の解消が課題となっているとなっております。

次に、太文字表記の（3）新規参入の促進について、でございます。

②目標の欄でございます。

新規参入者への貸付等について、農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積を3.1haとしておりました。

次のページになります。③実績の欄です。

同じく、公表した農地の面積は8.2haとなっております。

参考の欄は、令和7年度の新規参入者の状況となっております。

農業委員会の点検結果といたしましては、新規参入者へ農地をあっせん出来るように農地所有者へ働きかけを行い、目標を上回ることが出来たが、と続いておりますが、目標を上回ることができたということで修正をお願いします。

新規参入は1件ありますので、目標を上回ることが出来たに修正をお願いいたします。

次に、最適化活動の活動目標になります。

活動目標につきましては、3つ設定をいたしております。

（1）月6日の最適化活動を行う日数目標。

（2）活動強化月間の設定、3月以上。

（3）新規参入相談会の参加です。

（1）の最適化活動を行う日数につきましては、平均を出しましたところ、今年度は7.8日でございます。

去年は6. 9日でございました。

(2) の活動強化月間の設定につきましては、3月以上の活動ができております。

10月に農地の意向把握と農業者年金加入推進による戸別訪問を実施。

11月は現地調査、非農地判断。

12月はあっせん申し出の状況把握、相手方の選定と担い手への集積を図っております。

次のページ、41ページになります。

(3) の新規参入相談会の参加につきましては、11月のJA・AZMで開催された、みやざき就農”応援”相談会2025に推進委員1名、久保田推進委員に参加していただいております。

相談状況を確認しております。

そうしまして、令和7年度の目標の達成状況の評語は、目標に対して期待を上回る結果が得られたとなっております。

推進委員等の点検・評価結果につきましては、先ほど書き込んでいただきましたように、期待を上回る結果が得られたが5、期待どおりの結果が得られたが5、期待をやや下回る結果となったが4となっております。

次のページ、42ページになります。

こちらには、事務の実施状況について書いております。

総会の開催実績、農地法第3条に基づく許可事務、農地転用に関する事務、違反転用への対応について記載しております。

そして、お手元には先ほど皆さんに配りました、個人ごとの点検・評価を行いました、別紙様式3の用紙をお配りしております。

右上にお名前が書いておりますので、御自分のものであることを確認してください。

委員の皆様には、毎月の活動記録簿の作成に御協力いただいておりますが、その記録簿の結果をこちらの様式に集計しております。

本来であれば、こちらを各自で点検、記入して提出いただき、各委員の活動内容について総会で意見を求めるものであります。

その意見を求めた部分が2、農業委員会による点検・評価となって参ります。

その意見内容を含めた結果を各委員に通知した後に、個人情報伏せた上で公表を行うことになっておりますが、特に御意見がない限りは、今回はこの内容で通知及び公表を行わせていただきたいと思いますと考えております。

本件については、県に報告の上、ホームページに公表する予定となっております。

ます。以上で説明を終わります。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、御意見、御質問はございませんか。

[5 番]

いいですか。

[議長]

はいどうぞ。

[5 番]

疑問に思ったのが、最初の 37 ページの農業委員数の内訳ですけど、定数 7、実数 7 は分かりますけど、女性 1 は何故 1 になっているのですか。

どちらかは認定農業者にカウントされているのですか。そういう受け取りでいいのでしょうか。

[事務局]

薫さんが認定農業者でカウントされ、洋子さんの場合は準ずる者で、その区分があるので分けています。

[5 番]

分かりました。

[議長]

そのほか、何か質問はございませんか。

[1 番]

同じことですけど、県は女性が 2 人いるということは認識しているのですか。

[事務局]

しています。

[議長]

質問もないようですので、採決をいたします。

本件、原案のとおり公表することに、賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり公表することに決定いたしました。

以上で、本日の議案の審議すべてを終わりました。

これをもちまして、令和8年第5回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 15時05分)